

施工体制台帳の取扱いについて

1 対象工事

1 件の請負代金額が 200 万円以上の工事を対象とする。ただし、下請契約を締結する場合は、全ての工事を対象とする。

2 提出時期

工事監督員は、受注者に対し施工体制台帳の写し及び添付書類を、契約締結後又は下請契約締結後、速やかに提出させるものとする。

ただし、現場に入退場システムを導入し、建設キャリアアップシステム（CCUS）で施工体制登録をして、発注者が CCUS で施工体制台帳を確認できる場合は、施工体制台帳の提出を免除できるものとする。

3 作成方法及び記載すべき内容

施工体制台帳の作成方法については、「施工体制台帳の作成等について」（平成 7 年 6 月 20 日建設省経建発第 147 号）によるものとし、記載すべき内容については次のとおりとする。

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 24 条の 8 第 1 項及び建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）第 14 条の 2 に掲げる事項
- (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名

4 下請契約の範囲

施工体制台帳において記載すべき下請契約とは、建設工事の請負契約をいい、資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務等の建設工事以外の契約においては記載を不要とする。ただし、交通誘導業務については、施工管理に密接に関わるため記載するものとする。

5 添付書類

- (1) 下請契約の書面の写し
- (2) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（以下「主任技術者等」という。）の資格を有することを証する書面
- (3) 主任技術者等の雇用関係を証する書面のうち、次のいずれか一つ。ただし、工事監督員は原本又は写しの提示を求め、確認後直ちに受注者へ返還する。
 - ア 健康保険被保険者証
 - イ 監理技術者資格者証の裏書
 - ウ 住民税特別徴収税額通知書
- (4) 専門技術者を置く場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び雇用関係を証する書面
- (5) 再下請負業者がいる場合は、再下請負通知書（法第 24 条の 8 第 2 項及び規則第 14 条の 4 に規定される通知）及び再下請負に関する契約の書面の写し
- (6) 施工体系図（法第 24 条の 8 第 4 項及び規則第 14 条の 6 に規定される図面）

6 その他

施工体制台帳の記載事項や添付書類について変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について提出させるものとする。